

南九州市林業担い手支援労働安全推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、労働安全装備品及び労働安全機械器具の整備を支援することにより、林業従事者の就労環境を安全で衛生的なものに改善を図り、安全意識の向上及び林業労働災害を抑制することを目的に、予算の範囲において、南九州市林業担い手支援労働安全推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働安全装備品 安全ベルトやヘルメットなど林業労働の安全や衛生を確保するために必要な身に着ける装備
- (2) 労働安全機械器具 業務用無線機など林業労働の安全や衛生を確保するために必要な道具・用具などの機械器具

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所又は事業所若しくは営業所を有し、県の補助事業を活用し、南九州市内の森林整備を実施している林業事業体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 国又は県による同一目的の支出金、補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (3) 過去1年以内に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に規定する届出等を提出していない者又は森林法に基づく地方公共団体から指導書等の命令を受けた者
- (4) 補助金の交付決定を受ける前に当該事業を実施した者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、林業従事者の就労環境を安全で衛生的なものに改善するため、次に掲げる労働安全装備品及び労働安全機械器具（以下「労働安全装備品等」という。）の購入に係る経費とし、これに対する補助金の額は、補助対象経費（消費税を除いた額）の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

労働安全装備品	労働安全機械器具
安全ヘルメット，安全ズボン，安全ブーツ，ウェザースーツ(防湿防水服)，チェーンソー，チェーンソー防護服(上・下)，保護眼鏡，防塵ゴーグル，イヤーマフ，耳栓，防蜂網，すねあて，呼子(笛)，腰痛予防機具，その他市長が必要と認める装備品	業務用無線機(作業現場用)，繊維ロープ(主に集材作業用)，オートチョーカー(主に荷掛用)，けん引具(主にかかり木処理用)，フェリングレバー，木廻しベルト，モバイルGPS端末，救急セット，血圧計，チルホール，その他市長が必要と認める機械機具

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は，規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書(第 1 号様式)のほか，事業計画書(別記様式)及び労働安全装備品等の見積書を添付し，市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 6 条 市長は，補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し，又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，市長が特にその必要があると認めるとき。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は，補助事業が完了したときは，規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書(第 9 号様式)のほか，次に掲げる書類を添付し市長に報告しなければならない。

- (1) 購入した労働安全装備品等の確認できる写真
- (2) 労働安全装備品等の請求書又は領収書の写し

(関係図書の保存)

第 8 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書，収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については，対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は，当該取得財産等の処分制限期間中，前項に規定する帳簿等に加え，財産管理台帳等により，その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。